

被災建築物

第 10 号

平成19年12月20日

応急危険度判定 ○ Q 通信

○ Q 通信第 10 号の発刊によせて

国土交通省住宅局建築物防災対策室長 井上 勝徳

○ Q 通信第 10 号の発刊まことにおめでとうございます。平成 7 年の阪神・淡路大震災を契機に本協議会が設立され、平成 10 年から発刊された本誌も第 10 号を迎えることとなりました。

その間、平成 12 年の鳥取県西部地震、平成 13 年の芸予地震、平成 15 年の宮城県北部地震、平成 16 年の新潟県中越地震、本年 3 月の石川県能登半島地震等でも本協議会を中心に被災建築物の応急危険度判定が実施され、住民の余震等による二次災害の防止に努められました。

特に本年 7 月 16 日に発生した新潟県中越沖地震においても、協議会の皆様の協力を得て、発災直後の 16 日から 8 日間にわたって延べ 2700 人以上の判定士により 34000 棟以上の建物に対して迅速且つ適切な応急危険度判定活動が実施されました。このうち、各ブロック協議会からは延べ 2300 人以上の応援判定士による判定活動が行われました。このように迅速かつ確に応急危険度判定活動が実施されたことは、これまでの活動の経験と、日頃から模擬訓練等を通じて研鑽を積み、迅速な対応ができるよう準備されてきた結果であると、皆様のご努力に敬意を表する次第です。

一方わが国では、今回の新潟県中越沖地震をはじめ毎年のように被害地震が発生し、多くの建築物が被害を受けています。近年は、東海・東南海・南海地震等大地震発生への逼迫性が指摘されるとともに、首都圏等いつでもどこで発生するか分からない直下型地震等も危惧されています。

このような中で、本協議会の活動への期待はますます高まっているとともに重要性も増えています。

本協議会の活動の一環として、○ Q 通信を通じて、行政職員はもとよりボランティア活動をお願いしている民間判定士の皆様へ情報提供に努めることはまことに重要なことであり、今後もさらに内容を充実して継続して発行していかれることをお願い申し上げます。

最後に、今回の新潟県中越沖地震の応急危険度判定活動にご協力頂いた皆様に心から感謝申し上げますとともに、協議会の皆様の今後一層のご活躍をお祈りいたします。

○ Q 通信発刊 10 周年



問い合わせ先 :

TEL.

FAX.

発行／全国被災建築物応急危険度判定協議会

ホームページアドレス <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/Oukyu/Oukyu.htm>

※○ Q 通信バックナンバーも上記から閲覧できます。

新潟県中越沖地震における被災建築物応急危険度判定活動について

新潟県土木部都市局建築住宅課 佐藤勝彦

はじめに

この度の新潟県中越沖地震における全国からの御支援、とりわけ建築物の応急危険度判定活動においては、国土交通省、都道府県及び関係団体他多くの方から御支援、御協力をいただきこの誌面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

1 応急危険度判定活動について

今回の地震では、柏崎市、出雲崎町、刈羽村の3市町村から応急危険度判定士支援要請があり、判定活動は、地震発生当日の7月16日から、7月23日までの8日間にわたって延べ1,330班、2,758人の判定士により34,048棟の建物に対して行われました。

判定対象棟数や、結果の内訳は、前回の中越大震災と比較すると、ほぼ似たような割合となっています。また、今回の震災の特徴とも言える

- ・余震の発生回数が少なかった。
- ・判定活動対象市町村が少なかった。
- ・道路被害等の影響が比較的少なかった。

等の状況や、判定翌日より活動していただいた都道府県判定士の方々の御協力により、前回の中越大震災に比べ大幅な期間短縮を図ることができており、震災後の人命に関わる二次災害の防止を目的とした被災建築物応急危険度判定活動が迅速に実施されたと認識しております。

○危険度判定活動状況

	判定期間	判定士数	市町村数	判定棟数
中越沖地震	8日	2,758	3	34,048
中越大震災	18日	3,821	16	36,143

○応急危険度判定結果

	判定結果（上段：棟数、下段：%）		
	危険	要注意	調査済
中越沖地震	4,955 14.6%	8,943 26.3%	20,150 59.1%
中越大震災	5,243 14.5%	11,122 30.8%	19,778 54.7%



県外応援判定士の方々への事前説明状況（柏崎市）

2 成果と課題

2.1 支援体制について

余震のある中、判定活動に取り組まれた判定士の皆様はもとより、判定活動をバックアップしていただいた国土交通省、都道府県及び関係機関のご尽力により、8日間という短期間のうちに34,048棟の応急危険度判定を行うことができました。これは全国6ブロックの各応急危険度判定協議会及び国土交通省の連携が緊密に行われた成果であると認識しております。

反面、隣県の中には所属ブロックが異なるために、第2次支援要請からの協力にならざるを得なかった県もあり、迅速さを求められる本活動において、第1次の広域支援は隣県で行う等の検討も必要ではないかと思えます。

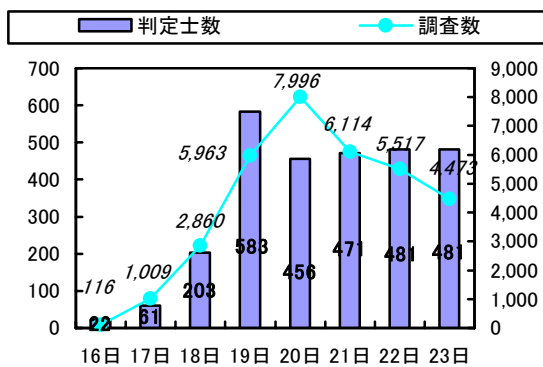
支援本部	新潟県、市町村、(財)新潟県建築士会
広域支援	北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会
	10都県建築物応急危険度判定協議会
	中部圏被災建築物応急危険度判定協議会
	近畿被災建築物応急危険度判定協議会
その他	中国・四国被災建築物応急危険度判定協議会
	国土交通省北陸地方整備局 国土交通省近畿地方整備局

2.2 受け入れ態勢の整備

今回の判定活動において、国土交通省並びに各ブロック応急危険度判定協議会から派遣された延べ2,328人の判定士の方々に御協力いただきましたが、支援要請を3回に分けて行ったことで、各協議会等での支援体制を混乱させてしまいました。主な理由としては、受け入れ態勢の整備不足と、全体計画の変更が挙げられます。

いくら支援体制が整っていたとしても受け入れ側の体制に不備があれば機能しません。本活動の実施主体である被災市町村においては、被災直後の混乱した状況の中、迅速にかつ的確に判定体制を確立する必要があり、支援要請を前提とした日頃の備えが非常に重要であることがわかりました。

また、支援本部である県においても広域支援を踏まえた宿泊先のリストアップや、移動手段、道路被害状況の把握等、判定活動がより円滑に行われるために必要な情報の収集、発信等を的確に行う必要があります。このためには被災市町村やその他の市町村との密な連携が必要不可欠であり、今後各市町村と体制の整備を図ってまいりたいと考えております。



8日間の判定士数と調査数

16～19日：第1次支援要請

19～21日：第2次支援要請

22～23日：第3次支援要請

2.3 応急危険度判定の周知

阪神・淡路大震災を踏まえ、活動実績を重ねてきた本判定活動は、建築物の所有者から判定をしてほしいという声が挙がるなど、その認知度は確実に高まっていることがうかがえます。

しかし、「応急危険度判定」の内容については、調査時にパンフレットの配布による周知や、防災放送での周知に努めていたにもかかわらず、依然として「被災証明のための家屋調査」と混同されている方や、判定結果が家屋以外も含めた全体的な判断であることを理解されていない方が多く、新聞報道等でも取り上げられました。

判定の目的は余震等による二次被害から住民を守ることにありますが、住民にとって最も必要な情報は、どこをどう修理すれば安全なのか、いくら掛かるのかといった「被害度」を含めた情報ではないかと感じました。

このためには、これまで以上に住民に対する判定後のフォロー体制等の充実を図っていく他に、被災証明のための家屋調査を含めた円滑な活動の方向性等について、検討する必要があると思います。

判定結果については、「危険」とされた住宅でも、適切な補修等により継続使用可能な物件も多くあったにもかかわらず、建物に対する「危険」と、ブロック塀、空調室外機等などの被害による建物以外の「危険」が同じ赤紙で表示されていることから、「危険」＝「使用不可」と誤解された方もいたようです。

本来であれば、判定内容等について所有者等に逐次説明しながら行うのが最良ですが、被災した建物を可能な限り早急に判定する目的からも、判定時での詳細な説明等については困難であり、日頃のパンフレット、広報誌での紹介や、震災時での相談対応の充実等、住民と十分なコミュニケーションを図っていく必要があります。



判定内容について住民に説明する判定士（柏崎市）

2.4 被災建築物におけるアスベスト対応

アスベストは、飛散時の危険性や、マスメディア等により、多くの方に認知され、関心も高まっている状況にあります。

このため被災建築物におけるアスベスト対策等については、調査内容に対するさらなる周知の徹底が必要であると思います。

また、調査者のみならず、付近住民へのばく露対策や、所有者をはじめとした付近住民への調査結果の周知方法等についても十分検討が必要である他、調査後の行政側の対応や、所有者、周辺住民に対するフォロー体制の確立など関係部局間における連携体制等についても十分な整備が必要であると思います。

3 おわりに

3年の間に2度の震災を経験し、改めて建築物の耐震化をはじめ、被災建築物応急危険度判定等に関する地震防災対策の重要性を認識したところです。この度重なる大震災で多大な犠牲の下に得られた多くの教訓については、今後の耐震、防災対策に生かしてまいりたいと考えております。今後とも本県の建築行政につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

新潟県中越沖地震における被災建築物応急危険度判定活動について

山梨県建築指導課 竹下春一

〇はじめに

平成19年7月16日(月)に発生した「新潟県中越沖地震」に対する被災建築物応急危険度判定活動では、5ブロック31都道府県から派遣された延べ2,758人の被災建築物応急危険度判定士が、地震当日の平成19年7月16日から23日までの8日間にわたり、34,048棟の建築物の判定活動に従事しました。

今回の地震では、強い余震はほとんど無く、判定活動も発災から判定終了まで8日間と前回の「新潟県中越地震」と比べ短い期間で完了したこともあり、応急危険度判定の目的である「被災後の人命係わる二次被害の防止」を行うことが出来ました。

山梨県は、平成19年度10都県被災建築物応急危険度判定協議会の会長を勤めさせていただいておりますので、平成19年7月18日から国土交通省からの10都県の会員の皆様への被災建築物応急危険度判定支援要請の伝達及び各会員からの派遣可能人員の取りまとめや人員調整等を行うと共に、7月19日から7月23日までの5日間にわたり、延べ134名の被災建築物応急危険度判定士を派遣し、1,339棟の建築物の判定活動を実施しました。

今回の被災建築物応急危険度判定活動は、被災地域の居住の安定を図るため十分な効果を上げたと考えておりますが、私が経験した10都県の会員の皆様へ被災建築物応急危険度判定支援要請の伝達や第1派遣の判定活動をとおして、感じたことや反省したことなどを書いてみたいと思います。

〇会員への支援要請について

7月16日に発生した「新潟県中越沖地震」に関し、国土交通省からの被災建築物応急危険度判定に関する連絡が入ったのは、16日の午後3時頃でした。内容は、「今回の地震で新潟県と長野県で被害が出ているが、長野県は自前で対応が可能とのことで、10都県被災建築物応急危険度判定協議会として、長野県への支援は今の段階では不要。新潟県の状況については現在調査中。」とのことでした。

18日は、午前9時頃国土交通省関東地方整備局より「まもなく、国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室より被災建築物応急危険度判定の支援要請がある。」との連絡があり、30分ほどして建築物防災対策室より「10都県被災建築物応急危険度判定協議会で応急危険度判定支援をお願いしたい。支援先は新潟県柏崎市、支援期間は7月19日から21日の3日間、支援要請人数は1日250人、3日間で750人」との連絡がありました。

山梨県では、今回の地震により被害を受けた長野県が10都県の会員であることから、長野県が、新潟県に対し応急危険度判定の支援体制を組むことが可能か

否か確認したうえで、各会員に支援要請人数を割り振り、電子メールで連絡をとりました。(今回は長野県で支援可能との回答でありましたので、他の会員同様支援要請をさせていただきました。)17日から会員の皆様から様々な問い合わせがあり、会員の皆様も支援要請についてある程度予測しているとの判断のもと、連絡内容が確実に伝達されるこの方法を採用したのですが、第一報は電話と併用して連絡すべきであったと反省をしております。

〇第1次派遣について

山梨県の第1次派遣隊は、総勢30人で公務員16人、民間の建築士会会員14人で構成しました。国土交通省から送付された支援要請書には、新潟県柏崎市の第2分館に19日午前8時30分に参集するよう記載されていました。山梨県から新潟県柏崎市に行くためには、自動車で中央自動車道から長野自動車道、上信越自動車道、北陸自動車道を經由して柏崎インターで降りるのが最短距離ですが、北陸自動車道柿崎、柏崎間が通行できなかったため、中央自動車道から圏央道、関越自動車、北陸自動車道を經由し柏崎インターで降りるルートを探りました。このため、県は午前8時30分に柏崎市に到着するため、県の参集場所である「県立芸術の森公園」に午前2時に集合し、出発の後、午前2時30分にマイクロバスや乗用車など6台の自動車に分乗し出発しました。

新潟県までの自動車道は比較的順調で、関越自動車道の越後川越のサービスエリアに午前7時過ぎには到着していました。ここから柏崎市役所まで直線距離で約30kmなのですが、道路が被災し、交通渋滞が発生していることなどから、市役所に到着したのは午前10時ころでした。

結局、民間の建築士会の方々にとって見れば、前日の午後に応急危険度判定の出動要請があり、19日から21日までの3日間仕事を休むために、その調整に奔走することとなり、ほとんど休む間もなく参集場所に集合し、約7時間30分自動車を運転した後、応急危険度判定活動を行うという非常に厳しい日程を組むことになってしまいました。

幸いにして、事故等もなく柏崎市に到着しましたが、応急危険度判定士の派遣を行う県の実情に合わせ、到着時間が午後になれなくても、出発時間を遅らせるなど、派遣される応急危険度判定士の健康状況に配慮する判断が必要であったと考えております。

〇判定活動について

午前10時30分ころから、柏崎市担当者のオリエンテーションを受け次のような説明を受けました。

- ・判定作業は午後4時30分までとすること。
- ・受け持ち区域の判定が、今日中に終わらない場合は、明日も同じ区域の判定を行い、全て終了してから、新しい区域の判定に入ること。
- ・判定作業は午後4時30分までとしているが、区域内の残りがわずかな場合は、各自の判断により判定活動を延長することも可とする。
- ・提出していただく報告書は、それに記入してもらうスペースが市役所にはないため、車の中など他の場所で記入し完成してから持参すること。

7月19日の応急危険度判定活動を実施する現場は、柏崎市役所より北北東に約3kmの松波地区にありました。山梨県は30人の応急危険度判定士を派遣しておりましたので15班編成し、それぞれ担当区域を持つことにしました。松波までの移動手段について、柏崎市からは「各自で確保してください。歩いていくことも可能です。」とのことでしたので、乗用車に相乗りで移動する班、歩いて移動する班、ヒッチハイクで移動する班など、各班が各々対応して移動しました。

私たちが受け持った区域は、大きな鋳物工場が含まれていたため、とて19日の午後4時30分までに判定が全て完了することは出ず、午後4時30分にその日の判定を打ち切り、近くにあったコンビニエンスストアの駐車場で報告書の記入を行い市役所に向かいました。

柏崎市役所には、まだ全ての班は集まっていませんでした。午後4時30分までに受け持ち区域の判定を終了した4、5の班が報告書を提出するため、被災建築物応急危険度判定実施本部の窓口で並んでいました。窓口の職員の方は、内容を詳しく精査し付属建物の記入方法等について指摘し、訂正をした後、再提出をするよう指導しました。今回応急危険度判定活動に参加して頂いた民間の建築士会会員の方々は、実際の判定活動の経験も少なく、付属建物の記入について十分な説明を受ける時間も無く判定活動に従事したことによる間違いでしたが、窓口の職員の対応に憤っている者もいました。報告書を受け取る方も提出する方も、疲労の蓄積から感情的になりやすく、「もう少し柔軟な対応ができればな」と感じました。結局、19日に報告書を受理していただいた班は、15班中1班だけで、他の班は宿泊先に持ち帰り訂正作業を行い翌日提出することになりました。

また、市役所に帰ってくる時間も各班でまちまちとなり、全ての班が揃って宿泊地に向かったのは午後7時を回っており、交通渋滞のなか宿泊先に到着したのは、午後9時過ぎでした。

宿泊先での反省会において、柏崎市内はある程度道路の被害も補修され、自動車の利用が可能であることが判明したことから、明日からは山梨県全体が一体の行動が取れるようマイクロバスと職員2名からなる機動部隊を編成し、他の14班のサポートに当たることとしました。

20日、21日は、各班の判定活動の進捗状況により、判定を行う区域が柏崎市内各地に分散したため、

- ・各班を担当区域に運び、作業終了後速やかに市役所に送る。

- ・判定作業が遅れている班に対し、作業が終了した班を回し作業を迅速に進める。

- ・作業の途中で、判定用紙が不足した場合などに必要な備品等を適切に補充する。

など、この機動部隊は非常に有益でした。また、作業終了時間も、午後4時30分に徹底したため、山梨県として一体の行動をとることができました。

山梨県では、この機動部隊を第2次派遣にも採用し、より迅速な判定活動が可能になったと考えております。

〇おわりに

被災建築物応急危険度判定活動は、何度も体験できるものではなく、ほとんどの判定士が初心者という状況で実施することが多いと思います。一人の判定士の判定活動の体験は1度か2度かもしれませんが、それを記録し引き継ぐことで、次の判定士による判定活動の基礎をつくることに繋がります。判定士が体験した貴重な判定活動の記録を積み重ねることにより、切迫する大地震に備えたより迅速な判定活動体制の整備に繋げることが重要であると考えております。

最後に、今回の「新潟県中越沖地震」で被害を受けた皆様方の、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

能登半島地震における応急危険度判定について

福井県土木部建築住宅課 竹澤健児

<地震の概要>

平成19年3月25日(日)午前9時42分頃、石川県能登半島沖(輪島の西南西約40km)を震源とする地震が発生しました。震源の深さは、11km、地震の規模はマグニチュード(M)6.9と推定されています。この地震により、石川県七尾市、輪島市、穴水町で震度6強を、石川県志賀町、中能登町、能登町で震度6弱を観測したほか、北陸地方を中心に九州を除くほとんどの地域で震度1～震度5強の揺れが観測されました。余震については、震度5弱の揺れが3回観測されたほか、6月19日までに累計で455回の有感地震が発生しました。

この地震による人的被害は357名で、このうち石川県での被害が最も多く、死者1名(輪島市において、灯籠の下敷きによる)、重傷者88名、軽傷者250名の計339名の被害者が出ました。

建物被害は、新潟県内の一部損壊3棟を除き、すべて石川県内のもので、全壊684棟、半壊1,731棟、一部損壊26,899棟でした。(数値は平成19年11月20日現在)

地震名	能登半島地震(平成19年3月25日)	
実施主体	市町	
判定地区	七尾市、輪島市、羽咋市、穴水町、中能登町、志賀町、能登町	
判定対象建築物	住宅	
判定期間	平成19年3月25日～3月30日	
判定人数	391人(延べ人数) ・行政判定士:249人 石川県、金沢市、小松市、白山市、加賀市、七尾市、富山県、富山市、高岡市、魚津市、福井県、福井市 ・民間判定士:142人 石川県建築士会、石川県建築設計事務所協会、石川県建設業協会	
判定棟数	7,600棟	
判定結果	危険	1,229棟(16.2%)
	要注意	1,571棟(20.7%)
	調査済	4,800棟(63.1%)

<応急危険度判定活動レポート>

地震発生の翌日、3月26日（月）の午前中に石川県から応急危険度判定の応援要請を行う可能性がある旨の連絡があり、県では慌しく派遣者の選定などの準備に取りかかりました。13時ごろ正式に派遣要請があり、県の行政判定士10名と福井市の行政判定士2名の計12名の派遣を決め、18時に石川県へ出発しました。20時ごろ石川県庁に到着し、宿泊する輪島市（旧輪島市）までのルートなどの説明を受け、なんとか23時ごろに宿舎に到着しました。このときの感想として、ほとんど土地勘のない一般道の夜の行程であったことと、実質的にはじめての判定ということに対する一抹の不安からか、とても遠くに感じたことを覚えています。

翌日の朝、今回参加者の半数以上が実際の判定がはじめてだったこともあり、宿舎を出発する前に、判定方法などのおさらいをして、9時ごろ輪島市役所の実施本部で、判定地区や判定方針などの説明を受けました。今回の判定では、「調査済」のステッカー添付は不要との指示があり、1棟あたりの判定作業時間が短縮されました。

3月27日、28日の両日とも、福井県の6班は旧門前町の道下地区および黒島地区を判定しました。2日間で判定を終えてほしいということでしたが、対象建築物（一つの敷地内に付属建物が多いことも要因）が多く、すべて終わることは不可能と判断し、28日は実施本部と連絡をとりながら、できるだけ中途半端な状況で残さないよう、合流して判定を行いました。



（実施本部で説明を受けている状況）

福井県の判定棟数は2日間の合計で、615棟、判定結果として、「危険」が233棟（37.9%）、「要注意」が179棟（29.1%）、「調査済」が203棟（33.0%）でした。この結果からも判定を実施した地区は、被害の大きかったところであり、特に、道下地区は「一見して危険」と判断される建築物も多かったようです。また、私の判定した黒島地区では、古い土蔵に大きな被害があった（外見は下見板で覆われていて問題なさそうなものでも、内部で土壁が落ちてしまっているような事例あり）、瓦の落下の危険性がある建築物が多かったという印象があります。



（建築物の被害の状況<門前町道下地区>）



（土蔵の被害の状況<門前町黒島地区>）

最後に、円滑に応急危険度判定を実施するため、今後取り組むべき課題として、

○名目上、実施本部は市町村が設置しているものの、小さい市町村の場合、県の支援が無ければ機能しないところがほとんどであり、有事に際して速やかに判定が実施できる体制に入れるよう、市町村とともに人の育成や体制の整備が重要であること

○あいかわらず住民にはり災証明との違いについての誤解があるので、判定実施時に説明することはもちろんのこと、応急危険度判定の認知に一層努めていく必要があること

など、現場での経験を通じて改めて実感しました。

訓練コーナー

北海道における応急危険度判定訓練について

北海道建設部住宅局建築指導課 工藤大樹

■はじめに

北海道では、平成7年度に応急危険度判定制度を創設し、平成9年から北海道防災総合訓練の一環として応急危険度判定訓練を実施しています。

平成19年度は、夕張市において下記のとおり実施しましたので、その概要についてご紹介します。

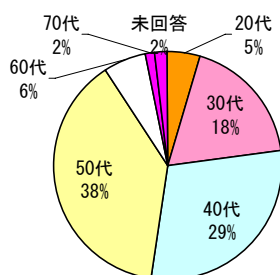
- 日 時：平成19年8月29日（水）
場 所：北海道夕張市
参加者数：行政判定士46名 民間判定士38名
（合計84名）
判定対象：旧夕張中学校（RC造3階建）
主 催：北海道（建設部建築指導課、北方建築総合研究所、空知支庁）
協 力：北海道震災建築物応急危険度判定空知地区協議会、夕張市



<判定対象 旧夕張中学校>

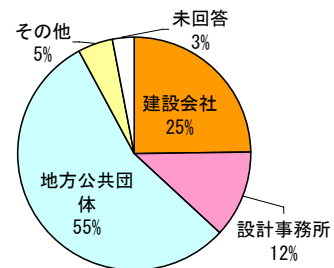
■訓練参加者の属性

参加者の年齢構成としては、50代が38%と最も多く、次いで40代が29%となっています。



<訓練参加者の年齢構成>

また、勤務先は道や市町村職員が55%と最も多く、建設会社は設計事務所勤務など民間判定士の参加は37%となっています。



<参加判定士の勤務先>

■ガイダンス

訓練に先立ち、RC造の判定に関するガイダンスを行い、RC造の建築物を判定する際のチェックポイントや調査表の記載方法等を説明しました。



<ガイダンスの様子>

■判定訓練

ガイダンス終了後、訓練会場へと移動し、2人1チームとなって実際に判定を行いました。

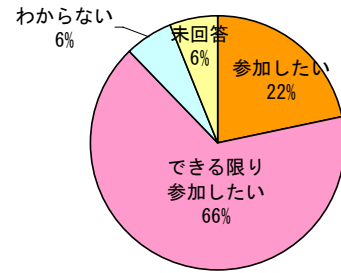
訓練の方法として、判定対象である旧夕張中学校の校舎の壁面には、被害状況を示す写真をあらかじめ貼り付けておき、参加者は、その写真を見て、被害の程度を判定する方法をとりました。



<判定訓練の様子1>



<被害状況を示す写真>



<今後の訓練参加意向>



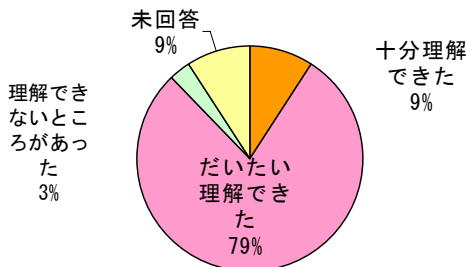
<判定訓練の様子2>

訓練終了後は、ガイダンス会場へ戻り、判定調査の結果を整理し主催者から判定の考え方について講評が行われました。

■参加者の声

訓練実施後に参加者へのアンケート調査を行いました。

その結果、判定への理解度については、約9割の方から判定内容について概ね理解できたとの回答をいただきました。



<理解度>

また、今後の訓練参加意向についても、参加したい、できる限り参加したいと回答した方が約9割にのぼっています。

また、自由意見として、次のような意見、感想が寄せられました。

(被害想定について)

- ・建物内部の調査も必要と思う。
- ・柱への被害主体のようだったが、建物全般の一体として判定を行ってみたい。
- ・損傷度の判別について文章で記載されていたので判りやすかったが本番での判定は文章が無いので判定に迷うと思う。

(判定が困難だったところ)

- ・損傷度の判定が難しい。判定ランクの事例がもっとあるとよい。
- ・落下物のために建物全体が危険と判断されることに違和感がある。
- ・調査表をもっと記入しやすくしてほしい。

(訓練内容について)

- ・とても有意義だった。木造も判定したい。
- ・被害想定写真をもっと増やすべき。
- ・2棟ぐらい対象としてもよかった。
- ・木造の訓練も実施してみたい
- ・判定内容について現場で判定基準等を説明してほしい。

全体的にRC造の判定ということで、損傷度の判定について難しいと感じる意見が多く、実際の判定現場で多数判定することとなる木造の判定訓練も実施してほしいという意見が多く寄せられました。

■おわりに

今回の訓練には、青森県からも職員が参加されています。北海道の訓練実施に際しては、広域支援を考慮し、北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会構成団体にも案内をしており、それを受けて参加していただいたものです。今年で11回目となる訓練でしたが、これまでで最も多い84名の判定士の方に参加していただきました。初めて訓練に参加された方も多数いましたが、試行錯誤しながらも熱心に判定されていました。

応急危険度判定コーディネーター研修会について

北海道立北方建築総合研究所 高橋章弘

前述の判定訓練に先だって、同日の午前中に実施した応急危険度判定コーディネーター研修会について内容を紹介します。

これは行政職員を対象として、DIG(災害図上演習)を用いた災害シミュレーションにより、判定コーディネーターを養成するためのプログラムです。道では毎年、応急危険度判定実地訓練とあわせて実施しています。

今回の研修会は、ガイダンス(10分間)の後、実施本部(夕張市)6班と支援本部(道・支庁)2班(いずれも5-6名程度)に分かれ、まず夕張市の現況から判定基本方針を考える事前対応演習(30分)を行いました。






次に空知南部の石狩低地東縁断層を震源とする地震が発生し震度6弱が観測されたと想定、判定

実施計画の作成、支援本部への応援要請等のシミュレーションを発災時対応演習(1時間45分)として行いました。

研修の最後に、各実施本部の判定対象地区の設定の考え方や判定棟数・要請判定士数など想定について表にまとめ、ポイントを発表して頂きました。

研修内容は、参加者アンケート結果をみると、研修としては易しすぎず・短すぎず、適切なレベルであったと考えられます。また感想として、「判定対象地区の考え方」や「実施本部・判定拠点の設置の考え方」など判定実施計画の考え方・作成の流れをもっと詳しく学びたいという意見が多くみられました。

[コーディネーター研修の状況]

① ガイダンス：応急危険度判定の実施体制と研修会の流れのガイダンス	
② 事前対応演習その1  地質図や既往の危険区域、被害想定などから、現況の被害について想定	③ 事前対応演習その2  想定される被害や緊急輸送路を考慮し、判定実施本部・判定拠点候補を想定
④ 発災時対応演習その1  地震が発生したと仮定し、建物被害の発生地区や交通途絶箇所を地図で確認	⑤ 発災時対応演習その2  夕張市実施本部で判定対象地区を設定、判定士を支援本部に応援要請
⑥ 発災時対応演習その3  道支援本部で支援可能な判定士数を検討し、実施本部へ回答	⑦ 成果発表と講評  各実施本部、支援本部の考え方のポイントについて発表。 研修の講評

平成19年度被災建築物応急危険度判定士全国連絡訓練の実施について

大分県土木建築部建築住宅課 伊東幸子

9月1日の防災の日に合わせて、毎年実施している全国被災建築物応急危険度判定協議会による応急危険度判定連絡訓練が、今年度は、8月30日に行われることになりました。

連絡訓練の連絡方法は、平成16年度より活用している衛星回線、Eメール及び昨年度全国協議会技術基準部会で作成した連絡用紙です。

訓練の概要は、以下のとおりです。

日時：平成19年8月30日（木）10:00～17:00

訓練被害想定：

（地震発生時刻）平成19年8月30日（木）10:00

（震源）静岡県西部地域

（震度）震度6

応急危険度判定の実施：

静岡県 中部圏ブロックを通じ応援を要請し実施

他 県 判定士を応援派遣

本県におきましては、九州ブロックの幹事県である福岡県より、訓練地震発生直後に応援準備要請の連絡を頂き、その後の連絡も全て福岡県から頂きました。本県からの回答についても全て福岡県あて行いました。



連絡訓練の様子

また、県内の連絡訓練については、事前に当日の行動計画を定めていたこともあり、時間内に派遣可能判定士の取りまとめをすることができましたが、実際は、連絡先の市町村の担当者は、現場に出ている場合が多いので、担当者が不在の場合でも連絡が通じる体制を造ることが今後の課題であると感じました。

さらに、訓練ではなく実際に判定士を派遣する必要があった場合、短時間で派遣の可否を判断するためには、あらかじめ、各職場で、その年度の業務内容・人員配置に応じて、想定しておくことが必要であると思われました。

ビデオのご紹介

- このビデオは、応急危険度判定士が判定実施本部や判定拠点到集した際の待ち時間等を利用して、短時間に応急危険度判定の技術的、要件を復習できるようにするとともに、判定内容と判定技術の平準化を図ることを目的として制作されたものです。
- ビデオの内容構成は、判定技術が27分、判定調査の流れ8分の計35分（VHS）となっています。要点をわかりやすく解説していますので、研修会や講習会等でもご活用いただける内容となっています。



定価 5,000 円

（消費税込み・送料別途）

■購入等のお問い合わせ先

（財）日本建築防災協会

TEL. 03-5512-6451

FAX. 03-5512-6455

ホームページのご紹介

- 全国被災建築物応急危険度判定では住民の方、判定士の方、行政庁関係者に向けて情報発信のためのホームページを開設しています。応急危険度判定制度の概要から協議会の構成、過去の判定活動報告、00通信バックナンバー、Q&Aなど応急危険度判定を知る上で有益なコンテンツを揃えております。

アドレスは下記↓

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/0ukyu/0ukyu.htm>



Q&Aコーナー

※Q&Aの番号は過去のOQ通信からの通し番号です。過去のバックナンバーは本協議会ホームページからダウンロードできます。

<p>Q 4 6 今年の様に酷暑の場合または、冬場の日没が早い場合など活動時間の延長・短縮について各判定士の判断で変更する事は可能か。</p>	<p>A 4 6 夏場・冬場等の様に、判定活動を行う時間帯の制約や気象状況により困難な場合がありますが、担当した範囲を判定実施本部の設定した時間内に判定活動を終え帰着を基本としますので、各判定士の判断で活動範囲・時間の変更はできません。しかし応急危険度判定は判定士の安全を第一に考えていますので、判定活動中に体調に異変が生じた場合等は直ちに活動を中止し本部に連絡を入れ、応急処置を受ける等、無理な判定活動はしないでください。</p>
<p>Q 4 7 一つの敷地に判定対象建築物の他に複数の建築物（例えば、住宅・倉庫・車庫等）が混在している場合に、全てを判定する必要があるのか。</p>	<p>A 4 7 被災状況や実施体制によって、判定実施本部が定める判定対象建築物が判定となりますが、隣接する判定対象外建築物の倒壊により調査対象建築物に被害を及ぼす場合には、対象外建築物であっても判定を行なってください。</p>
<p>Q 4 8 通常二人一組で判定活動を行なうこととしているが、判定士が三人一組とするとか、逆に判定士一名補助員一名でも判定活動することが可能か。</p>	<p>A 4 8 判定士三名の場合、二名が判定活動を、残る一名が住民対応に従事するなどについては支障ありません。ご存じのとおり判定活動は判定士二名で客観的な判定を行うこととしていますので、判定士一名・補助員一名での判定活動は行えません。</p>
<p>Q 4 9 所有者・居住者が留守の場合に無断で敷地若しくは家屋内に立ち入り、判定活動をすることが許されるか。</p>	<p>A 4 9 応急危険度判定を行なう状況下では居住者が避難していて不在の場合がありますが、応急危険度判定制度は居住者のみならず通行人等への二次災害防止の目的がありますので、居住者が留守の場合でも応急危険度判定を実施して下さい。</p>
<p>Q 5 0 判定ステッカーを家屋へ貼り付けたところ、建物所有者より「いつまで貼り付けておくのか、またその処分は」と聞かれたが如何に回答すべきか。</p>	<p>A 5 0 通常の場合は、判定実施本部が応急危険度判定により用が足りたと判断した時点までは掲示が必要で、具体的に期間の定めはありませんのでステッカーに記載されている連絡先へ確認して頂くよう説明してください。また、判定ステッカーについては、各建築物の所有者・使用者で処分を依頼してください。</p>

り災証明書について

和歌山県県土整備部都市政策課 前田哲夫

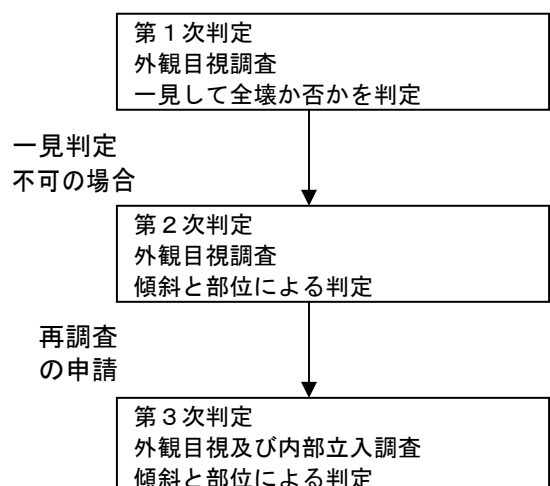
り災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものです。

り災証明書により証明される被害程度としては、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」、「床上浸水」、「床下浸水」、「全焼」、「半焼」等があり、「被害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官〔防災担当〕通知）等に基づき被害程度の認定が行われます。

なお、地震等の災害により被災した住家に対する被害調査は、第1次判定及び第2次判定のため、住家の外観から目視によって被害の程度を調査する外観目視調査を行います。第1次判定で「全壊」と判定されればその住家への調査は終了となります。第2次判定は、第1次判定で、「全壊」と判定されなかった住家について外観目視調査が行われます。

その後、外観目視調査による判定結果に対し被災者等から再調査の申請があった場合は、第3次判定のため、外観目視調査及び住家の内部に立ち入って目視により調査する内部調査を行います。

地震等による場合の判定方法



解説コーナー

震災発生から参集まで、判定支援活動に参加する判定士の行動・心構え

茨城県土木部都市局建築指導課 飯塚貴裕

ここでは、応急危険度判定士が、他県等で震災が発生した場合に、判定支援活動のため、震災発生から判定現場に参集するまでの流れや心構えなど、基本的な事項について解説します。

1. 情報の収集

震災が発生した場合には、まず情報収集をすることが大切です。テレビ、ラジオ等で発生場所、被害状況などを確認し、判定活動の心構えをします。

2. 協力要請

判定支援班(都道府県等)から協力要請を受けた場合は、以下のことを考慮して参加意思を決定してください。

- 判定支援活動への協力は強制されるものではないので、家族や勤務先等とよく相談する。
- 判定支援活動は、被災状況にもよりますが、体力の消耗が伴うものです。体調が悪い場合は参加を控えてください。

3. 参加意思の決定

判定支援活動に参加することを決めたら、その旨を判定支援班(または連絡のあった建築関係団体等)に伝え、以下の事項を確認してください。特に電話連絡の場合は復唱し確認します。

- 参集日時 ○ 判定従事期間
- 参集場所 ○ 移動方法
- 特に持参すべき携行品

4. 判定活動参加の準備

判定活動を行ううえ、また被災地に滞在する上で必要なものを確認します。

- 判定士認定証(判定士手帳)
- 筆記用具 ○ ヘルメット
- 健康保険証の写し ○ 雨具
- 携帯電話

(頻繁に使用します。充電器も忘れずに)

- ナップザック ○ コンベックス

なお、以下の判定資機材は通常、判定実施本部(又は判定支援班)にて用意しています。

- 判定調査票 ○ 判定ステッカー
- 腕章 ○ 判定街区マップ
- ヘルメット用シール ○ ガムテープ
- 下げ振り ○ クラックスケール

5. 出発前にしておくこと

まず、勤務先や家族にスケジュールを伝えましょう。仕事などの引継ぎがある場合には済ましておきます。判定支援活動は2~3日間に渡る場合があります。また、夜中に出発して朝から判定活動ということもありますので、できるだけ体を休めておきましょう。仮眠を取っておくことをおすすめします。

6. 出発

自動車で移動する場合、何人かで1台の自動車に乗り込みます。遠隔地の場合、運転はできるだけ交代し、疲労を蓄積しないようにしましょう。

被災地までの高速道路通行方法なども支援班に確認しておきます。また、被災地の交通状況は支援班とこまめに連絡を取り確認しましょう。

7. 判定活動の集合同所への参集

判定支援活動の参集場所に到着したら、判定実施本部の指示に従い、判定支援活動を行ってください。

<特に注意すべき点>

判定支援活動に参加することが決まると、特に判定支援への使命感から興奮状態になることがあります。出発した時点から常に冷静に物事を判断していくことを徹底してください。



0Q クイズ

この鉄筋コンクリート造建築物の柱の損傷度は? (答えは最終ページ)

①損傷度Ⅲ ②損傷度Ⅳ ③損傷度Ⅴ



(被害状況)

- ・ 梁端部に大きな斜めひび割れが見られコンクリートが剥落し、主筋が露出している。
- ・ 主筋で囲まれた内部コンクリートにひび割れが見られる。
- ・ 柱の被災は軽微なひび割れが数本生じている。

新潟県中越沖地震における新聞報道について

京都府土木建築部建築指導課 中西康晴

平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震では、発生の当日から23日までの8日間の間に、2,758名の判定士の活動により、34,048棟の建築物の応急危険度判定がおこなわれました。そんな中、本年の7月25日の読売新聞に「危険度判定“二重診断”判定士で異なる見解」という記事が掲載されました。

はじめに、応急危険度判定についてですが…

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。

その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしています。

…建築防災協会HPより

大きな地震の直後には、一般に多数の余震が発生することから、判定活動は速やかに行わなければなりません。またこれらの判定活動は判定士の安全確保の観点からも外観調査が基本となっています。

報道があった柏崎病院の判定結果「要注意（黄）」の場合、「老朽による外部機器の落下に注意してください」との判定ステッカーのコメント欄に記載されていることから、被災建築物応急危険度判定調査マニュアル（以下調査マニュアル）に基づき行った外観調査の結果、建築物自体には問題が無かったと思われます。建築物だけをみれば「調査済（青）」と判定されたケースかもしれません。このことから、判定調査票中、3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度「看板・機器類の傾斜の有無」によって「要注意（黄）」と判定されたものと思われます。今回の場合、「要注意（黄）」と判定された原因が取り除かれない限り、建築物自体の安全について調査をおこないその建築物が安全であると判断されても判定結果としては変更されない、「調査済（青）」にならない事になります。

とはいえ、今回の場合、判定した建築物が地震後も不特定多数の被災者等が利用する病院であることや、病院側に対して判定結果の説明が無かった（建築物の使用者等がその建物にいる場合には、判定内容について説明を行い危険が無いように注意喚起する…調査マニュアル）こと、別の判定士資格を持つ建築士が行った（応急危険度判定では無い）建築物の調査結果など

により、同じ建築物であっても、別々の判定基準で判断しなければならない調査結果が正確に病院側伝えられなかったことにより、結果、病院側に不安を与えることになったとされたと思われれます。応急危険度判定の主旨や、判定ステッカーに記載された落下危険のある機器の範囲や対処方法などを病院側に伝える事が出来ていれば、このような誤解や混乱は生じなかったかもしれません。

住宅の応急危険度判定活動においても、「応急危険度判定」と「り災証明」との違いが分かりづらいとの問い合わせが応急危険度判定実施本部に多数寄せられ、後半の応急危険度判定活動時においては、これらの違いについて、判定活動時にチラシを配布したり、防災放送などを活用し広報するなどの対応をとられたと聞いています。

いずれにしましても、被災された方々に対して、応急危険度判定が正確に伝わらなかった事によって、一部で誤解や混乱を招いたのは事実です。

平常時より、応急危険度判定について、その目的などについて啓発活動を行うとともに、よりわかりやすい判定方法や調査結果の表示方法など、過去からの経験や今回の報道で指摘された内容も踏まえ、考えていく必要があると思います。

0Q 通信第10号作成委員

主査	野村 洋晃	香川県土木部建築課建築指導室主任
委員	工藤 大樹	北海道建設部住宅局建築指導課主任
	飯塚 貴裕	茨城県土木部都市局建築指導課技師
	竹澤 健児	福井県土木部建築住宅課主査
	竹下 春一	山梨県土木部建築指導課副主幹
	中西 康晴	京都府土木部建築部建築指導課主任
	前田 哲夫	和歌山県土木部整備部都市政策課主任
	伊東 幸子	大分県土木建築部建築住宅課主査

(平成19年12月現在)

0Q クイズの答え：②損傷度Ⅳ

被害状況から、梁の損傷度はⅣですが柱よりも梁の損傷度が大きい場合、梁の両側の柱の損傷度は梁の損傷度に読み替えるため柱の損傷度もⅣとなります（柱だけを考えると、ひび割れが数本入っていることから損傷度Ⅲ）。

MEMO :

詳しくは各都道府県の窓口までお問合せ下さい。
また、判定活動の実施が決定された際には、ご協力をよろしくお願いいたします。